

改正後	改正前
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公社は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 八（略）</p> <p>2 公社は、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 十二（略）</p> <p><u>十二の二 国民年金基金の委託を受けて、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務を行うこと。</u></p> <p>十三 十八（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公社は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 八（略）</p> <p>2 公社は、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 十二（略）</p> <p>十三 十八（略）</p> <p>3・4（略）</p>